

《研究ノート》

原子力災害補償専門部会（昭和33年）と
「原子力損害の賠償に関する法律」（6）

小 柳 春 一 郎

目 次

はじめに

- 1 原子力災害補償専門部会の概要
- 2 原子力災害補償専門部会の審議
- 3 原子力委員会審議と原賠法案の成立
 - (1) 原子力委員会による法案作成
 - (2) 原子力委員会の政治的「決戦」路線
 - (3) 2月24日内定と大蔵省主計局（財政論）及び法制局（違憲論）
 - (4) 3月26日決定と原子力事業者責任制限論放棄
以上、獨協法学89号、90号、91号、92号、93号
 - (5) 3月26日決定後の法案 以下本号
 - (6) 閣議請議案

(5) 3月26日決定後の法案

3月26日決定は、原子力委員会と（大蔵省を含めた）他省庁との基本的合意文書であり、その後、この3月26日決定に基づく法案の準備が進んでいった。3月26日決定後の法案として現在残されているのは、3月31日案（全31条案）、4月2日案（全31条案）、4月15日案（全25条案）、4月21日案（全25条案）である。後述の4月22日要綱（自由民主党政務調査会審議要綱）も4月21日案と密接に関連する。4月21日案の次の案は、閣議請議案（全26条案）であるが、これは、次の(6)でとりあげる。

この間の法案準備の特徴は、2点について認められる。第1に、原子力委員会での審議があまりない。原子力委員会は、3月26日決定成立まで、臨時会開催などを含め、相当の時間をこの問題に費やした。ところが、4月の原子力委員会議事録には、この問題の記録は多くない。第2に、法案準備の中心問題は、原子力損害賠償についての原子力事業者の責任額が賠償措置額を超える場合についての政府の援助の規定（成立した原賠法では第16条）である。この問題は、3月26日決定で決着を見たように思われたが、実際には、その文言は、閣議請議後まで調整の対象になっている。この問題では、自民党法令審査との関連も重要であった。

ア. 原子力委員会と原賠諸法案

以下では、3月31日案（全31条案）、4月2日案（全31条案）、4月15日案（全25条案）、4月21日案（全25条案）について紹介する。

(ア) 3月31日案（全31条案）

3月31日案⁴⁹⁵⁾は、3月26日決定後のはじめての法案である。同案の成立直

495) 国立公文書館資料「原子力損害の賠償に関する法律案」行政文書、内閣法制局、法令案審議録、簿冊第34回国会・科学技術庁審査法律案綴〔請求番号〕本館-4A-028-00・平14法制00538100〔件名番号〕005〔作成部局〕内閣法制局第三部（自治省関係）昭和35年〔マイクロフィルム〕016200〔PDF版第153コマ〕。東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』（2003年）

後に、条文数を同じくする4月2日案が成立し、4月2日案が法制局審査の対象になっている。よって、3月31日案は、4月2日案の準備のための原子力委員会の内部的な案とも考えられる。

3月31日案は、その前の法案である2月17日法案と異なり、法律の題名が「原子力損害の賠償に関する法律」となっている。これは、大蔵省との協議に由来する。「国の援助」について、「第十七条 政府は、定額を超える原子力損害が発生した場合において、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国会の議決を経た権限の範囲内で、原子力事業者に対し、損害賠償を行うために必要な援助を行うことができる。」と規定している。この条文は、3月26日決定を反映しているが、その後も最終段階まで調整の対象となっている。

原子力損害の賠償に関する法律（案）

昭和三十五年三月三十一日

原子力局

原子力損害の賠償に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原子力損害賠償責任（第三条—第五条）

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置（第六条・第七条）

第二節 供託（第八条—第十一条）

第三節 責任保険契約（第十二条・第十三条）

第四節 補償契約（第十四条—第十六条）

第四章 国の援助等（第十七条・第十八条）

第五章 原子力損害賠償審査会

第一節 所掌事務及び組織（第十九条—第二十一条）

第二節 和解の仲介（第二十二条・第二十三条）

第六章 雑則（第二十四条—第二十八条）

第七章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力事業により原子力損害が生じた場合における第三者に対する損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「原子力事業」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の運転及びこれに附帯する政令で定める行為

二 核燃料物質（原子力基本法第三条第二項に規定する核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号、以下「規制法」という。）第二条第七項に規定する使用済燃料を含む。）の使用であつて政令で定めるもの及びこれに附帯する政令で定める行為

三 加工（規制法第二条第六項に規定する加工をいう。）の事業であつて政令で定めるもの

四 再処理（規制法第二条第七項に規定する再処理をいう。）の事業であつて政令で定めるもの

2 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 規制法第十三条第一項の許可を受けた者

二 規制法第二十三条の許可を受けた者（同法第三十九条第五項の規定

により原子炉設置者とみなされた者を含む。)

三 規制法第五十二条第一項の許可を受けた者

四 日本原子力研究所

五 原子力燃料公社

3 この法律において、「原子力損害」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）（以下「核燃料物質等」という。）の特性により生じた第三者に対する損害をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任及び責任の集中）

第三条 原子力事業の実施により原子力損害が生じたときは、当該原子力事業に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が異常かつ巨大な自然的災害又は社会的災害によつて生じたものであることを当該原子力事業者が明らかにしたときは、この限りでない。

2 原子力損害が原子力事業者を最終荷受人とする核燃料物質等の運送中に生じたときは、前項の規定の適用については、当該荷受人たる原子力事業者の原子力事業の実施によつて生じたものとみなす。

第四条 前条に規定する原子力損害については、同条の規定により賠償の責に任ずべき原子力事業者以外の者は、当該原子力損害を賠償する責に任じない。

（求償権）

第五条 第三条の規定により原子力損害を賠償した原子力事業者は、故意又は過失により当該原子力損害を生じさせた者に対して求償権を有する。

2 原子力事業者は、当該原子力事業に資材又は役務を供給する者がその供給に関し原子力損害を生じさせた場合は、前項の規定にかかわらず、故意により原子力損害を生じさせたときに限り、その者に対して求償権を有する。

3 前二項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げるものではない。

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

(損害賠償措置を講ずべき義務)

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子力事業を実施してはならない。

(損害賠償措置の内容)

第七条 損害賠償措置は、供託、科学技術庁長官の承認を受けた原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）及び原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）の締結、供託並びに責任保険契約及び補償契約の締結の併用その他これらに相当する科学技術庁長官の承認を受けた措置であつて、その措置により、一工場又は一事業所当り、五十億円（政令で定める原子力事業にあつては、五十億円以内で政令で定める金額。以下定額という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとする。

2 前項の規定の適用については、原子力事業者が第三条第一項の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が定額未満となつたときにおいても、当該措置を損害賠償措置とみなす。

3 科学技術庁長官は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、定額に復元することを命ずることができる。

第二節 供託

(供託)

第八条 前条第一項に規定する供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に金銭又は総理府令で定める有価証券によりするものとする。

(還付)

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により供託された金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(取りもどし)

第十条 原子力事業者又は原子力事業者であつた者は、次の各号に掲げる

場合においては総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官の承認を受けて、第八条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 損害賠償措置を変更したとき。
- 三 原子力事業を休止し、又は廃止したとき。

2 原子力事業を休止し又は廃止した日から二十年以内で科学技術庁長官が指定する期間は、前項第三号の規定にかかわらず、科学技術庁長官の指定する金銭又は有価証券を取りもどすことができない。

（命令への委任）

第十一条 この節に定めるもののほか、第七条第一項に規定する供託に関する事項は、総理府令・法務省令で定める。

第三節 責任保険契約

（責任保険契約）

第十二条 責任保険契約は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる原子力事業者の損害を保険者（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。）がてん補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

第四節 補償契約

（補償契約）

第十四条 補償契約は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる原子力事業者の損害であつて責任保険契約によつててん補されないものを政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

第十五条 第十三条の規定は、補償契約に基づく補償金に準用する。

第十六条 この節に定めるもののほか、補償契約に関する事項は別に法律で定める。

第四章 国の援助等

(国の援助)

第十七条 政府は、定額を超える原子力損害が発生した場合において、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国会の議決を経た権限の範囲内で、原子力事業者に対し、損害賠償を行うために必要な援助を行うことができる。

(国会の承認等)

第十八条 政府は、相当規模の原子力損害が発生したときは、直ちにその損害の状況及びその損害の処理に関し講じた応急の措置を国会に報告するものとする。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初の国会に報告するものとする。

2 政府は、前項に規定する損害が発生したときは遅滞なく、国会の承認を経てその損害の処理に関する政府の施策の大綱を定めるものとする。

3 前項の場合において、国会が閉会中のとき又は衆議院が解散されているときは、政府は、国会の承認を経ないで施策の大綱を定めることができる。この場合においては、その後最初の国会においてその承認を求めるものとする。

4 政府は第二項に規定する大綱に基づいて講じた措置を国会に報告するものとする。

第五章 原子力損害賠償審査会

第一節 所掌事務及び組織

(設置)

第十九条 科学技術庁に、附属機関として、原子力損害が発生した場合において必要があるときは、政令の定めるところにより原子力損害賠償審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二十条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 原子力損害の調査を行うこと。
- 二 原子力損害の評価を行うこと。
- 三 原子力損害の損害賠償に関する紛争について、和解の仲介その他紛争の処理を行うこと。
- 四 原子力損害の処理に関し科学技術庁長官の諮問に応ずること。

(政令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 和解の仲介

(和解の仲介)

第二十二条 第三条第一項の規定の規定による原子力損害の損害賠償について紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、審査会に和解の仲介の申立をすることができる。

(政令への委任)

第二十三条 前条に規定するもののほか、和解の仲介に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(国に対する適用)

第二十四条 この法律の規定は、第三章、第十七条及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。

(適用期間の制限)

第二十五条 第十四条から第十七条までの規定は、昭和四十六年末までに開始した原子力事業について、当該原子力事業に係る原子力事業者に適用する。

(報告徴収)

第二十六条 科学技術庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより原子力事業者に対し、報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十七条 科学技術庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業者の事務所又は工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（通商産業大臣又は運輸大臣への通報）

第二十八条 科学技術庁長官は、第七条第一項又は第七条第三項の規定による処分をした場合においては、その処分が発電の用に供する原子炉に係るものであるときは通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものであるときは運輸大臣に対し、遅滞なく、その処分の内容を通報しなければならない。

第七章 罰則

第二十九条 次の各号の一に該当するものは、一年以下の懲役若しくは、十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条の規定に違反した者
- 二 第七条第三項の命令に違反した者

第三十条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十一条 法人の代表者若しくは法人又は人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則（以下略）

(イ) 4月2日案（全31条案）

4月2日案⁴⁹⁶⁾は、3月31日案直後の案であり、これが法制局審査に委ねられた。法制局資料に残されている4月2日案の表紙には鉛筆書きで、「4. 4受～4. 14第一読会了」と記されている。それ故、4月2日案は、法制局審査の第一読会案であったと考えられる。これに続く4月15日案法制局本には、「(角) 4. 19第二読会了」(角)は、朱字で大きく記載)との書込みがある。4月2日案での第一読会を経て、4月15日案が第二読会の対象になった。担当したのは、角田礼二郎法制局参事官であった。

法制局の法案審査とは、「閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。」(法制局設置法3条1号、法制局の所掌事務)である。

『内閣法制局百年史』によると、(内閣)法制局の法案審査は、「閣議請議後審査」と「予備審査」とからなる⁴⁹⁷⁾。閣議請議後審査は、主管府省から閣議請議書の回付を受けてから開始される。これに対して、予備審査は、主管省庁の議がまとまったことを前提として、閣議請議書回付前に行われる。実際には、後者の予備審査が中心である。予備審査中心となった理由は、正式の閣議請議後審査では、数多くの法案を処理することが困難であり、また、その審査で大修正が加えられることは、「主務官庁にとっても余り名誉なことでない」ことである。

予備審査は、読会方式によって行われ、その流れは、「骨子、大綱から構成へ、構成から個々の条文へ」となる。そもそも、法律案の審査については、憲法や

496) 国立公文書館資料「原子力損害の賠償に関する法律案」行政文書、内閣法制局、法令案審議録、簿冊第34回国会・科学技術庁審査法律案綴〔請求番号〕本館-4A-028-00・平14法制00538100〔件名番号〕005〔作成部局〕内閣法制局第三部（自治省関係）昭和35年〔マイクロフィルム〕016200（PDF版第54コマ）。また、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』（2003年）119頁「〔13〕原子力④補償関係3.災害補償専門部会関係4）原子力災害補償要綱・法案作成資料綴」中の資料。同センター原資料部「加藤一郎関係文書」も所蔵する。

497) 『内閣法制局百年史』（内閣法制局、1985年）221頁。

他の法規との関連や立法内容の妥当性という法律案の骨子、大綱に関するものから、用字用語のような細かな問題があるが、最初は細かな問題に取り組みず、大きな問題から固めて細かな問題の検討に進む。別の言葉で言えば、法律案の骨子についての議論を行った後、主務官庁から新たな法案の提示を受け、用字用語のような細部に議論を移していく。

閣議請議後審査は、条文の間における表現統一などのためになされる。そもそも閣議請議案は、既に予備審査済みであり、これに対する法制局審査が大幅な修正を加えることは殆んどないが、用字用語などを含めて修正が行われる場合がある。これを立案段階での修正と区別して、「職権修正」と呼ぶが、これは、閣議請議案原本の修正箇所には符せんを付け、その符せんに朱字で訂正文字を書き、「内閣法制局」の豆印で契印する方式によって行う。

以上の法制局の法案審査の流れを原賠法案について当てはめると次のようになる。原賠法案では、4月2日案について「第一読会」、4月15日案について「第二読会」が行われた。4月15日案の第二読会を承けて、4月21日案が成立した。これが一旦は、自民党政務調査会での審議に委ねられた。自民党政務調査会には、個別の部会と全体を包括する審議会があり、4月22日政務調査会審議会が一旦審議済の扱いを受けたが、その後再審議となった（この点、後述する。）。

以上のように、法制局審査第一読会の対象となった4月2日案は、次の内容である。

原子力損害の賠償に関する法律（案）

昭和三十五年四月二日

原子力局

原子力損害の賠償に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原子力損害賠償責任（第三条—第五条）

第三章 損害賠償措置

- 第一節 損害賠償措置（第六条・第七条）
- 第二節 供託（第八条—第十一条）
- 第三節 原子力損害賠償責任保険（第十二条—第十三条）
- 第四節 補償契約（第十四条—第十六条）
- 第四章 国の援助等（第十七条—第十八条）
- 第五章 原子力損害賠償審査会
 - 第一節 所掌事務及び組織（第十九条—第二十一条）
 - 第二節 和解の仲介（第二十二条・第二十三条）
- 第六章 雑則（第二十四条—第二十八条）
- 第七章 罰則（第二十九条—第三十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力事業により原子力損害が生じた場合における第三者に対する損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「原子力事業」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の運転及びこれに附帯する政令で定める行為
- 二 核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号、以下「規制法」という。）第二条第七号に規定する使用済燃料を含む。）の使用であつて⁴⁹⁸⁾政令で定めるもの及びこれ

498) 本法案は、小さな「っ」を条文に使用することがある。

に附帯する政令で定める行為

- 三 加工（規制法第二条第六項に規定する加工をいう。）の事業であつて政令で定めるもの
 - 四 再処理（規制法第二条第七項に規定する再処理をいう。）の事業であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。
- 一 規制法第十三条第一項の許可を受けた者
 - 二 規制法第二十三条第一項の許可を受けた者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）
 - 三 規制法第五十二条第一項の許可を受けた者
 - 四 日本原子力研究所
 - 五 原子力燃料公社

- 3 この法律において、「原子力損害」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）（以下「核燃料物質等」という。）の特性により生じた第三者に対する損害をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任及び責任の集中）

第三条 原子力事業の実施により原子力損害が生じたときは、当該原子力事業に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が異常かつ巨大な自然的災害又は社会的災害によつて生じたものであることを当該原子力事業者が明らかにしたときは、この限りでない。

- 2 原子力損害が原子力事業者を最終荷受人とする核燃料物質等の運送中に生じたときは、前項の規定の適用については、当該荷受人である原子力事業者の原子力事業の実施によつて生じたものとみなす。

第四条 前条に規定する原子力損害については、同条の規定により賠償の責に任ずべき原子力事業者以外の者は、当該原子力損害を賠償する責に任じない。

（求償権）

第五条 第三条の規定により原子力損害を賠償した原子力事業者は、故意

- 又は過失により当該原子力損害を生じさせた者に対して求償権を有する。
- 2 原子力事業者は、当該原子力事業に資材又は役務を供給する者がその供給に関し原子力損害を生じさせた場合は、前項の規定にかかわらず、故意により原子力損害を生じさせたときに限り、その者に対して求償権を有する。
 - 3 前二項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げるものではない。

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子力事業を実施してはならない。

（損害賠償措置の内容）

第七条 損害賠償措置は、供託、科学技術庁長官の承認を受けた原子力損害賠償責任保険契約（以下この条において「責任保険契約」という。）及び原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）の締結、供託並びに責任保険契約及び補償契約の締結の併用その他これらに相当する科学技術庁長官の承認を受けた措置であつて、その措置により、一工場又は一事業所当り（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、一隻当り。）五十億円（政令で定める事業所にあつては、五十億円以内で定める金額。以下定額という。）を原子力損害の賠償に充てることのできるものとする。

- 2 前項の規定の適用については、原子力事業者が第三条第一項の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が定額未満となつたときにおいても、当該措置を損害賠償措置とみなす。
- 3 科学技術庁長官は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、定額に復元することを命ずることができる。

第二節 供託

(供託)

第八条 前条第一項に規定する供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は総理府令で定めたる有価証券によりするものとする。

(還付)

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により供託された金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(取りもどし)

第十条 原子力事業者又は原子力事業者であつた者は、次の各号に掲げる場合においては総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官の承認を受けて、第八条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 損害賠償措置を変更したとき。
- 三 原子力事業を休止し、又は廃止したとき。

2 原子力事業を休止し又は廃止した日から二十年以内で科学技術庁長官が指定する期間は、前項第三号の規定にかかわらず、科学技術庁長官の指定する金銭又は有価証券を取りもどすことができない。

(命令への委任)

第十一条 この節に定めるもののほか、第七条第一項に規定する供託に関する事項は、総理府令・法務省令で定める。

第三節 原子力損害賠償責任保険契約

(責任保険の契約)

第十二条 第七条第一項に規定する原子力損害賠償責任保険契約は、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。)に基づき責任保険を営むことができる者を保険者とし、原子力事業者を被保険者とする責任保険の契約とする。

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条に規定する原子力損害

賠償責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

第四節 補償契約

（補償契約）

第十四条 補償契約は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、第十二条に規定する原子力損害賠償責任保険契約によつてはてん補されない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

第十五条 第十三条の規定は、補償契約に基づく補償金に準用する。

第十六条 この節に定めるもののほか、補償契約に関する事項は別に法律で定める。

第四章 国の援助等

（国の援助）

第十七条 政府は、定額を超える原子力損害が発生した場合において、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国会の議決を経た権限の範囲内で、原子力事業者に対し、損害賠償を行うために必要な援助を行うことができる。

（国会の承認等）

第十八条 政府は、相当規模の原子力損害が発生したときは、すみやかに、その損害の状況を、その損害の処理に関し応急の措置を講じたときはその措置を、国会に報告するものとする。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初の国会に報告するものとする。

- 2 政府は、前項に規定する損害が発生したときは遅滞なく、国会の承認を経てその損害の処理に関する政府の措置の大綱を定めるものとする。
- 3 前項の場合において、国会が閉会中のとき又は衆議院が解散されているときは、政府は、国会の承認を経ないで措置の大綱を定めることができる。この場合においては、その後最初の国会においてその承認を求め

るものとする。

- 4 政府は第二項に規定する大綱に基づいて講じた措置を国会に報告するものとする。

第五章 原子力損害賠償審査会

第一節 所掌事務及び組織

(設置)

第十九条 科学技術庁に、附属機関として、原子力損害が発生した場合において必要があるときは、政令の定めるところにより原子力損害賠償審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二十条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 原子力損害の調査を行うこと。
- 二 原子力損害の評価を行うこと。
- 三 原子力損害賠償に関する紛争について、和解の仲介その他紛争の処理を行うこと。
- 四 原子力損害の処理に関し科学技術庁長官の諮問に応ずること。

(政令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 和解の仲介

(和解の仲介)

第二十二条 第三条第一項の規定による原子力損害の損害賠償について紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、審査会に和解の仲介の申立をすることができる。

(政令への委任)

第二十三条 前条に規定するもののほか、和解の仲介に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(国に対する適用除外)

第二十四条 第三章、第十七条及び次章の規定は、国に適用しない。

（適用期間の制限）

第二十五条 第十四条から第十七条までの規定は、昭和四十六年末までに開始した原子力事業について、当該原子力事業に係る原子力事業者に適用する。

（報告徴収）

第二十六条 科学技術庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより原子力事業者に対し、報告を求めることができる。

（立入検査）

第二十七条 科学技術庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業者の事務所又は工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（通商産業大臣又は運輸大臣への通報）

第二十八条 科学技術庁長官は、第七条第一項又は第七条第三項の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、その処分が発電の用に供する原子炉に係るものであるときは通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものであるときは運輸大臣に対し、その処分の内容を協議しなければならない。

第七章 罰則

第二十九条 次の各号の一に該当するものは、一年以下の懲役若しくは、十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第七条第三項の命令に違反した者

第三十条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十一条 法人の代表者若しくは法人又は人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
附則（以下略）

(ウ) 4月15日案（全25条案）と原子力委員会審議

a 4月15日案

4月15日案⁴⁹⁹⁾は、法制局資料に残されている4月2日案への多数の書込みを反映したものとなっている。4月15日案で興味深いのは、「国会の承認」の見出しの第17条が空欄であることである。

原子力損害の賠償に関する法律（案）

昭和三十五年四月十五日

原子力局

原子力損害の賠償に関する法律

499) 国立公文書館資料「原子力損害の賠償に関する法律案」行政文書，内閣法制局，法令案審議録，簿冊第34回国会・科学技術庁審査法律案綴〔請求番号〕本館-4A-028-00・平14法制00538100〔件名番号〕005〔作成部局〕内閣法制局第三部（自治省関係）昭和35年〔マイクロフィルム〕016200（PDF版第37コマ）。同資料には、「角田 第二読会4.19了」との書込みがある。また、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部〔編〕『我妻栄関係文書目録』（2003年）119頁「【13】原子力①4 補償関係3.災害補償専門部会関係4）原子力災害補償要綱・法案作成資料綴」中の資料。同センター原資料部「加藤一郎関係文書」も所蔵する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原子力損害賠償責任（第三条—第五条）

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置（第六条・第七条）

第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第八条・第九条）

第三節 原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）

第四節 供託（第十二条—第十五条）

第四章 国の援助等（第十六条・第十七条）

第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）

第六章 雑則（第十九条—第二十二条）

第七章 罰則（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における公衆に対する損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらのためにし、又はこれらに附随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）（以下「核燃料物質等」という。）の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工であつて政令で定めるもの

三 再処理であつて政令で定めるもの

四 核燃料物質の使用であつて政令で定めるもの

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害賠償の責に任ずべき原子力事業者の損害及び当該原子力事業者の従業員の業務上の損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）^{ママ「を」脱か？}いう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（承認を含む。次号及び第三号において同じ。）を受けた者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）

二 規制法第十三条第一項の許可を受けた者

三 規制法第五十二条第一項の許可を受けた者

四 日本原子力研究所

五 原子燃料公社

4 この法律において、「原子炉」とは原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質（規制法第二条第七項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは規制法第二条第六項に規定する加工をいい、「再処理」とは規制法第二条第七項に規定する再処理をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任及び責任の集中）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な自然的災害等の不可抗力によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により原子力損害を与えたときは、当該核燃料物質等の受取人である原子力事業

者がその損害を賠償する責に任ずる。

第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責に任じない。

（求償権）

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意又は過失により生じたときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。ただし、その損害が原子炉の運転等の用に供される資材の供給又は役務（労務を含む。）の提供（以下「資材の提供等」という。）により生じたときは、当該資材の提供等をした者又はその者の従業員に故意があるときに限り、これらの者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

（損害賠償措置の内容）

第七条 損害賠償措置は、次条に規定する責任保険契約及び第十条に規定する補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場又は一事業所当り（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、一隻当り。）五十億円（政令で定める場合にあつては、五十億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして科学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2 科学技術庁長官は、原子力事業者が第三条第一項の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、必要があると認めるときは、当該原子

力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

- 3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該指定された期限までの間）は、前条の規定は適用しない。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

（原子力損害賠償責任保険契約）

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。）がうめることを約し保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

- 2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ保険者に対して保険金の支払を請求することができる。
- 3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差押える場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

（原子力損害賠償補償契約）

第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は補償契約に基づく補償金について準用する。

第四節 供託

(供託)

第十二条 第七条第一項に規定する供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は総理府令で定めた有価証券によりするものとする。

(還付)

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(取りもどし)

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては科学技術庁長官の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 供託にかえて他の損害賠償措置を講じたとき。
- 三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

(命令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、第七条第一項に規定する供託に関する事項は、総理府令・法務省令で定める。

第四章 国の援助等

(国の援助)

第十六条 政府は、原子力損害が発生した場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこ

え、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うことができる。

(国会の承認等)

第十七条

[空欄……小柳注]

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

(原子力損害賠償紛争審査会)

第十八条 科学技術庁に、附属機関として、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 原子力損害の賠償に関する紛争の和解の仲介を行うこと。
- 二 前号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(第十条第一項等の規定の適用)

第十九条 第十条第一項及び第十六条の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十条 科学技術庁長官は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又は、その職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるこ

とができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（通商産業大臣又は運輸大臣との協議）

第二十一条 科学技術庁長官は、第七条第一項又は第二項の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

（国に対する適用除外）

第二十二条 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第二十三条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則 以下略

4月2日案は、全31条であったが、4月15日案は、全25条に減少した。それは、第三章損害賠償措置で補償契約に関する条文が一つ削られたこと、第五章

原子力損害賠償審査会の条文数が全5条から全1条になったこと、第六章雑則で条文が一つ削られたことによる。第2条第3項の原子力損害の定義に「ただし書」を加え、従業員の損害を除外したことも特徴である。

b 第22回原子力委員会（4月20日）

原子力委員会では、3月26日決定の発表後は、原子力損害賠償制度についての議論は下火になる。これは、それまでの臨時会まで開催した精力的な審議とは対照的である。原子力委員会は、大綱的な方針を定め、具体の法文づくりは、事務方に委ねたということであろうか。または、原子力委員会の役割は、他省庁との交渉における方針策定にあったと考えることもできる。3月26日決定後では、4月20日の第22回原子力委員会でこの問題について議論があった。原子力委員会月報第5巻第5号 (<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V05/N05/196003V05N05.html>) は、次のように伝える。

〔第22回〔日時〕昭和35年4月20日（水）13.30～14.00

〔配布資料〕

(2) 原子力損害の賠償に関する法律（案）

審議決定および報告事項

2. 原子力損害の賠償に関する法律案について

標記法律案について法制局との交渉結果が報告され、逐条審議の結果、出席委員の了承を得、委員長の決定をまって委員会決定とすることになった。⁵⁰⁰⁾」

ここには、「逐条審議」の言葉がある。一見すると、それは、各条文について詳しく検討したかのような印象を与える。しかし、その内容は、実際には、非常に簡単なものであった。そもそも、4月20日原子力委員会の開催時間は、午後1時30分から2時までの30分にすぎず、しかも他にも3点の議題があった。実際には、審議の内容は、次のとおりである。

500) もっとも、このうち、「委員長の決定をまって委員会決定とすることになった。」の部分については、原子力委員会資料は、「委員長の決定をまって委員会決定とすることになった。」と削除されている。これはこの点について、その次の第23回原子力委員会において修正があったためである（第23回原子力委員会定例会議々事録2頁）。

〔2〕 原子力損害の賠償に関する法律案について

（佐々木）一昨日の打合会で報告した法制局意見の一部を修正して法制局と交渉を行った。この結果、昨日長官〔林修三法制局長官のことと考えられる⁵⁰¹⁾……小柳注〕の意見を聞いたところ、2項の「承認」という言葉を了承せず、委員長〔中曽根原子力委員長と考えられる。……小柳注〕とも打合せた結果、3項を若干書き改めることを示唆された。法制上、行政措置を定めて国会が承認するということは行政府に対する干渉となり、責任の所在も不明確となる。そこで配布資料のように18条を書き改めた。結局、承認でも、報告でも内容的に大した差異はないものと思われる。第1項は事後報告となるが、第2項で原子力委員会は独自の判断で国会に事前事後を問わず報告することができるとした。これにより承認と同様の効果をあげることができる。

このような規定は、憲法調査会、人事院についてつけられている非常に強い権限である。

以上の観点から従来の原則を十分に生かしようと思われるので、このような線で進めたいと考えている。

これは原子力委員がしっかりしている限り問題はない。後は国会に措置を委せることになる。しかし、委員会は設置の許可から損害の後始末まですべてを受持つことになる。ただ大蔵省はどうか。

（佐々木）法制局はこの案で了承しており、大蔵省も予算編成権には影響はないので、問題ないと思う。

501) この資料の「長官」としては、中曽根康弘科学技術庁長官と林修三法制局長官が可能であるが、筆者は林法制局長官であると推測している。その理由は、直後に「委員長」とあり、これは当然原子力委員会委員長であると考えられ、科学技術庁長官は原子力委員会委員長であったから、問題の「長官」を中曽根科学技術庁長官とするのは、適当でないことである。林法制局長官が2項の承認の文言を問題としたので、科技庁部局が中曽根原子力委員会委員長とも相談して対応したというのが発言の趣旨である。

(井上) なおこのような規定の前例としては地方自治法にも例がある。したがって法制局では原子力委員会の非常な権限の拡大になるものとみている。

(佐々木) では委員の御了承をえたことにして、委員長にはかり決定したい〔この回には中曽根委員長は出席していない……小柳注〕。

(有沢) しかし委員会で決める場合、委員等は国务大臣だが。

(兼重) その点は多数決で解決してもよい。政府の決定以前に委員会が態度を決めれば問題はないと思う。

(半沢) 法案逐条説明

(兼重) 国の補償契約について国にこの契約を締結する義務を^{ママ}探していないが。

(井上) 補償については別に法律で定めることにしている。

(各委員) 了承。』

4月20日の原子力委員会審議については、2点を指摘できる。第1に、議論の内容は、「逐条審議」とは程遠いものであった。実際には、原子力委員会の国会への関与等についての条文しか議論していない。

第2に、そこでの配布資料は、4月15日案であった。この4月15日案に対する多数の修正を行った法制局第二読会は、4月19日に終了していた。ここでは、次の発言が注目に値する。

「昨日(4月19日……小柳注)長官〔林修三法制局長官のことと考えられる……小柳注〕の意見を聞いたところ、2項の「承認」という言葉を了承せず、委員長とも打合せた結果、3項を若干書き改めることを示唆された。法制上、行政措置を定めて国会が承認するという事は行政府に対する干渉となり、責任の所在も不明確となる。そこで配布資料のように18条を書き改めた。結局、承認でも、報告でも内容的に大した差異はないものと思われる。第1項は事後報告となるが、第2項で原子力委員会は独自の判断で国会に事前事後を問わず報告することができるとした。これにより承認と同様の効果をあげることができる。」

ここで、問題になった国会の「承認」関連規定は、4月15日案では、空欄である。これについて、法制局資料(国立公文書館資料「原子力損害の賠償に関

する法律案」行政文書，内閣法制局，法令案審議録，簿冊第34回国会・科学技術庁審査法律案綴〔請求番号〕本館-4A-028-00・平14法制00538100〔件名番号〕005〔作成部局〕内閣法制局第三部（自治省関係）昭和35年〔マイクロフィルム〕016200（PDF版第50コマ）は，次の法案を用意していた。

<p>4月2日案</p>	<p>4月15日案法制局案（書込み修正があり，その結果は，4月20日原子力委員会配布資料に相当する）</p>	<p>4月20日原子力委員会配布資料</p>
<p>（国会の承認等）</p> <p>第十八条 政府は，相当規模の原子力損害が発生したときは，すみやかに，その損害の状況を，その損害の処理に関し応急の措置を講じたときはその措置を，国会に報告するものとする。ただし，国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には，その後最初の国会に報告するものとする。</p> <p>2 政府は，前項に規定する損害が発生したときは遅滞なく，国会の承認を経てその損害の処理に関する政府の措置の大綱を定めるものとする。</p> <p>3 前項の場合において，国会が閉会中のとき又は衆議院が解散されているときは，政府は，国会の承認を経ないで措置の大綱を定めることがで</p>	<p>（国会の承認）</p> <p>第十七八条 政府は，原子力損害が発生した場合には，できる限りすみやかに，その損害の状況及びこれに関し政府のとつた応急措置を国会に報告しなければならない。</p> <p>2 政府は，原子力損害が発生した場合において，原子力事業者が第三項の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえまたはこえるおそれがあり，前条の規定による援助を新たに法律上又は予算措置を講じて行なおうとするときは，あらかじめその行なおうとする援助に関する措置の大綱について国会の同意を求めなければならない。</p> <p>3 政府は，第一項に定める場合のほか，原子力</p>	<p>（国会に対する報告及び意見書の提出）</p> <p>第十八条 政府は，相当規模の原子力損害が生じた場合には，できる限りすみやかに，その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。</p> <p>2 原子力委員会は，原子力損害が生じた場合には，損害の賠償の処理に関する意見書を内閣総理大臣を経由して国会に提出することができる。</p>

<p>きる。この場合においては、その後最初の国会においてその承認を求めるものとする。</p>	<p>損害が発生した場合において、政府がとつた措置を国会に報告しなければならない。</p>
<p>4 政府は第二項に規定する大綱に基づいて講じた措置を国会に報告するものとする。</p>	

以上の法案を原子力委員会での議論と組み合わせると次のようになる。4月15日案法制局資料第17(修正後は18)条第2項は、「政府が、……前条の規定による援助を新たに法律上又は予算措置を講じて行なおうとするときは、あらかじめその行なおうとする援助に関する措置の大綱について国会の同意を求めなければならない。」と規定し、その結果、法律上又は予算上の措置を講ずる前に、措置の大綱について国会の「承認」を求めることになるが、これは、「行政措置を含めて国会が承認するということは行政府に対する干渉となり、責任の所在も不明確となる」、すなわち、政府に対する国会の過度の干渉になる。そこで、第3項の報告を活用すること、及び原子力委員会の報告提出権を明らかにすることが提案された。以上の4月20日原子力委員会の議論は、4月21日案に活かされた。

(エ) 4月21日案(全25条案)

4月15日案に続いて残されているのが、4月15日案の修正案(全25条案)であり、ここでは、「4月21日案」と呼ぶ⁵⁰²⁾。4月21日案は、文言的には、多くの点で、4月15日案に加えられた修正に対応している。

502) 国立公文書館資料「原子力損害の賠償に関する法律案」行政文書、内閣法制局、法令案審議録、簿冊第34回国会・科学技術庁審査法律案綴[請求番号]本館-4A-028-00・平14法制00538100[件名番号]005[作成部局]内閣法制局第三部(自治省関係)昭和35年[マイクロフィルム]016200(PDF版第10コマ)。また、東京大学法学部附属近代日本法政史料センター原資料部[編]『我妻栄関係文書目録』(2003年)119頁「[13]原子力①4補償関係3.災害補償専門部会関係4)原子力災害補償要綱・法案作成資料綴」中の資料。同センター原資料部「加藤一郎関係文書」も所蔵する。

ここで4月21日案と呼ぶ理由は、大蔵省資料「原子力損害賠償に関する法律案」（主計局決裁文書起案35・4・27）で、法制局資料本と同じ和文タイプの文書の表紙に、「35. 4. 21」と書込みがなされていることである⁵⁰³。この書込みにより、昭和35年4月21日頃が成立の日であろうと推測できる。4月21日との推定は、他の記述とも整合する。第1に、4月20日原子力委員会での18条修正論に対応する。第2に、4月15日案について、「**角**4. 19第二読会了」とあることから、4月15日案に対する多数の修正を行った第二読会は、4月19日に終了したと推測される。それ故、4月15日案修正案（本稿が「4月21日案」と呼ぶもの）は、早くとも4月20日の成立である。第3に、第383回科学技術庁庁議（4月25日）資料がガリ版刷りの4月15日案修正案（4月21日案）を収録している⁵⁰⁴。4月25日開催の第383回庁議記録では、「本件について佐々木原子力局長から経過報告があった」と記している。それ故、遅くとも、この案は4月25日には成立していた。第4に、4月21日案は、基本的に、4月22日要綱と対応している（後述）。4月21日には政務調査会科学技術特別委員会があり、また、翌22日に政務調査会審議会が審議を行なっている。これらの会議に際して、要綱だけでなく、法案があったと考えるのが自然であり、その法案とは、多数の文言上の修正を受けた4月15日案とは考えにくい、4月21日案だと考えると問題がない。

4月21日案には、2種類（ガリ版刷りのものと、和文タイプ刷りのもの）がある。前者は、科学技術庁庁議書類に含まれる。後者は、法制局法令審査資料及び大蔵省資料が所蔵している。ここでは、後者を紹介する。その内容は、全体に、閣議請議案（26条案）に非常に近いが、形式的には目次の「第一条」等の「第」の字について「才」を用いている（本文は、「才一章」を除き、通常

503) 財務省情報公開資料「(行政文書ファイル名) 会計法規関係執務参考資料(平成8年度以前/協議法令/科学技術庁)」。

504) 「原子力損害の賠償に関する法律の制定についての閣議請議について」行政文書、文部科学省、科学技術庁関係、閣議請議03、昭和34年・昭和35年〔請求番号〕本館-3D-004-00・平19文科00003100〔件名番号〕023〔作成部局〕科学技術庁原子力局政策課〔年月日〕昭和35年04月26日〔文書番号〕35閣科技第11号。

の「第」を用いる。)。内容的には、政府の措置について、最終的な閣議請議の案と重要な規定上の相違がある。第16条（損害賠償措置額を超える損害が発生した場合の政府の措置）について、4月21日案は政府が原子力事業者に対し「援助を行なうことができる」と定めているが、閣議請議案は、「援助を行なうものとする」と定める。また、4月21日案は、現在の17条（原子力事業者免責の場合の国家の措置）に関する規定がなく、閣議請議案はこの点についての条文を加えて、1条増えて全26条となった。この問題は、最後に至るまで調整の対象であった。

原子力損害の賠償に関する法律案

原子力損害の賠償に関する法律

目次

第一章 総則（オ一条・オ二条）

オ二章 原子力損害賠償責任（オ三条—オ五条）

オ三章 損害賠償措置

オ一節 損害賠償措置（オ六条・オ七条）

オ二節 原子力損害賠償責任保険契約（オ八条・オ九条）

オ三節 原子力損害賠償補償契約（オ十条・オ十一条）

オ四節 供託（オ十二条—オ十五条）

オ四章 国の援助（オ十六条）

オ五章 原子力損害賠償紛争審査会（オ十七条）

オ六章 雑則（オ十八条—オ二十二条）

オ七章 罰則（オ二十三条—オ二十五条）

附則

〔ママ〕

オ一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合にお

ける損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに附随してする核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいう。

一 原子炉の運転

二 加工であつて政令で定めるもの

三 再処理であつて政令で定めるもの

四 核燃料物質の使用であつて政令で定めるもの

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者の受けた損害及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（承認を含む。次号及び第三号において同じ。）を受けた者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）

二 規制法第十三条第一項の許可を受けた者

三 規制法第五十二条第一項の許可を受けた者

四 日本原子力研究所

五 原子燃料公社

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、

原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質（規制法第二条第七項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第六項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第七項に規定する再処理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任及び責任の集中）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質の運搬により生じたものであるときは、当該核燃料物質の受取人である原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。

第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責に任じない。

（求償権）

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意又は過失により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。ただし、その損害が原子炉の運転等の用に供される資材の供給又は役務（労務を含む。）の提供（以下「資材の供給等」という。）により生じたものであるときは、当該資材の供給等をした者又はその者の従業員に故意があるときに限り、これらの者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害

賠償措置」という。)を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

(損害賠償措置の内容)

第七条 損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当り（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、一隻当り）五十億円（政令で定める原子炉の運転等については、五十億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして科学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2 科学技術庁長官は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

(原子力損害賠償責任保険契約)

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金につい

て、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

- 2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。
- 3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

(原子力損害賠償補償契約)

第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

- 2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

第四節 供託

(供託)

第十二条 供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は総理府令で定める有価証券によりするものとする。

(供託物の還付)

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取りもどし)

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、科学技術庁長官の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。

二 供託にかえて他の損害賠償措置を講じたとき。

三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

(命令への委任)

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、総理府令・法務省令で定める。

第四章 国の援助

(国の援助)

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうことができる。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

(原子力損害賠償紛争審査会)

第十七条 科学技術庁に、附属機関として、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介を行なわせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。

二 前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(国会に対する報告及び意見書の提出)

第十八条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。

2 原子力委員会は、原子力損害が生じた場合には、その損害の賠償の処理に関する意見書を内閣総理大臣を経由して国会に提出することができる。

(第十条第一項及び第四章の規定の適用)

第十九条 第十条第一項及び第四章の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十条 科学技術庁長官は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(通商産業大臣又は運輸大臣との協議)

第二十一条 科学技術庁長官は、第七条第一項の規定による処分又は同条第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第二十二條 第三章、第四章及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第二十三條 第六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

イ. 自由民主党法令審査と原賠法要綱

以上の4月21日案を背景にしながら、4月22日自由民主党政務調査会審議済要綱（以下「4月22日要綱」という。）が成立した。

(ア) 自由民主党政務調査会と総務会

自民党による法令審査は、政務調査会と総務会によってなされた。

a 政務調査会

自由民主党政務調査会は、部会（特別委員会を含む。）と審議会からなっていた。この点について、論文「政務調査会はどう運営されているか」政策月報5巻39号（1956年）が参考になる⁵⁰⁵⁾。同論文によれば、政務調査会の部会は、基本的に国会の各常任委員会に対応したものであり、これは「与党としては政府の各省とも緊密な連絡を必要とする」ことが関連した。「法律案等は第一次

505) 政策月報5巻39号（1956年）187頁以下。

的には担当部会で十分に検討され、これがさらに審議会で審議される順序となっている。そこでかくて決定されたものは、一旦国会に提出されたときは、党の関係常任委員は、すでに事前に部会で検討済みであるからその審議も円滑に行われる」。原賠法を担当する科学技術特別委員会は、部会ではないが、「特別調査委員会」として「部会とは別に構成された特別委員会を設置する」ものである。国会にも科学技術特別委員会が存在していたから、自民党の科学技術特別委員会は、これに対応する。

以上の部会の上に設けられたのが、政務調査会審議会である。政務調査会審議会は、政策決定における「一大新機軸」であった。それは、党として採用すべき政策、予算案、法律案は、「すべて細大もらさずこの審議会に附議され、決定されねばならないもの」とし、さらに、この審議会の委員について、各部会を担当しないことを旨として、いわば無任所大臣的な立場、大所高所から、総合的見地を発揮するものとされた。「(政務調査会) 審議会はやゝもすれば分裂対立し勝ちな各省の政策の総合統一をはかる機能をもっている」ものである。

こうして自民党の政策決定の方式は次のようなものとされた。

「政党としては、政策決定の方法の民主的なことと、その継続性が必要であり、これを欠けばその政党は内外からの信用をも失墜する。そこでこれに関しては特に慎重を期し、『政務調査会及び特別調査委員会において、政策を決定する場合は、審議会の議を経なければならない』とし、さらに『政務調査会及び特別調査委員会において決定した政策に関する事項は、速かに総務会に報告し、その決定を経なければならない』(第三十七条(自由民主党党則(当時))37条のこと……小柳注)) こととなっている」。

b 総務会

「総務会は、党の運営及び国会活動に関する重要事項を審議決定する。」機関(党則25条)であり、政務調査会の決定した政策、法律案は、総務会による決定に委ねられる。総務会について、村川一郎教授は、次のように指摘している。後述のように、原賠法案は総務会でも議論の対象になっているので、参考になる記述である。

「国会上程法律案はもとより党関係事項は、総務会の了承をえなければ、党議決

定の形を取らない。この意味から、総務会は党運営に関する絶対の権限をもち、幹事長といえども無視することができない。……

このため、重要法律案を抱える省庁、その背後にある業界にとっては、政務調査会部会、審議会両審議よりも総務会審議に神経を尖らすことが比較的多い。何故なら、すべての立法は総務会が最終承認しなければ、省庁、業界の長年の努力も水泡に帰し、関係者の命取りになるからである。総務会は、政務調査会審議案件を不服とした場合、ちょうど『最高裁判所と下級裁判所』の関係と同じく、政務調査会に案件を差し戻し、改めて調整を求める。⁵⁰⁶⁾

(イ) 4月22日要綱

4月21日午前10時半開催の政務調査会科学技術特別委員会については、衆議院公報、参議院公報、政策月報の記事のいずれも議題の記載を欠いている。なお、この21日午前10時には、政調審議会が開催されているが、その議題には原賠法案があがっていない。そして、翌22日午前10時開催の政調審議会が原子力損害の賠償に関する法律案を議題としている。よって、4月21日の政調科学技術特別委員会は、原賠法案を問題にしたと考えられる。4月22日要綱は、21日に政務調査会科学技術特別委員会の議題になり、4月22日の政務調査会審議会で審議済みとなって、『政調週報』に掲載された⁵⁰⁷⁾。その内容は、次のとおりである⁵⁰⁸⁾。

506) 村川・前掲注373) 書112頁。原賠法案の法令審査に近い時期において、法案が、政府の閣議決定前の段階で、総務会、政務調査会の審議により、調整が求められたことがあった。それは、「国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案」(「中央自動車道法案」)である。この中央自動車道法案に対して、東海道幹線自動車道を優先すべきかが問題にされた。法案は、政務調査会部会での了承をもとに、政府が昭和35年4月1日に閣議決定、党が同日に政務調査会審議会、総務会で審議済みとする予定であった。しかるに、4月1日の段階では「自民党政審、総務会の了承を得られず」(読売新聞4月2日記事)、閣議に資料が提出されたものの、決定はされなかった。そして、1か月後の5月11日に政調で了承され、5月12日総務会で了承、13日に閣議決定となった(以上について、奥・前掲注385) 論文66頁)。

507) 『政調週報』2巻19号34頁(1960年)。

508) 一般に要綱といえは、アウトラインであり、それゆえ、それに基づいて法案を作

「原子力損害の賠償に関する法律案要綱（四・二二）⁵⁰⁹⁾

第一 目的

この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が発生した場合の損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

第二 定義

- 一 「原子炉の運転等」とは、原子炉の運転、核燃料物質の加工、再処理及び使用で政令で定めるもの並びにこれらに附随する核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいうものとする。
- 二 「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害をいうものとし、原子力事業者の従業員が業務上受けた損害を除くものとする。
- 三 「原子力事業者」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律による原子炉設置者、加工事業者、核燃料物質の使用人、日本原子力研究所及び原子燃料公社をいう。

第三 無過失責任及び責任の集中

- 一 原子力事業者は、原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任ずるものとする。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでないものとする。
- 二 原子力事業者以外の者は、原子力損害を賠償する責に任じないものとする。

成するためのものとの印象を与える。しかし、原賠法案の「要綱」はこれまでは作成されておらず、むしろ、自由民主党法令審査のための説明資料として新たに作成されたとの印象を与える。なお、法律案も法令審査では配布されたものと推測される。

509) この「四・二二」は政調審議会審議済の日を示すと考えられる。

三 原子力損害を賠償した原子力事業者の求償権は、自己の従業員、契約関係者及びその者の従業員に対しては、これらの者の故意があるときに限るものとする。ただし、別段の特約を妨げない。

第四 損害賠償措置

- 一 原子力事業者は、損害賠償措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならないこととする。
- 二 損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約の締結、供託その他の措置で科学技術庁長官の承認を受けたものとする。
- 三 損害賠償措置として原子力損害賠償責任保険契約を締結する場合は、原子力損害賠償補償契約を締結しなければならないものとする。
- 四 損害賠償措置の金額は、一工場又は一事業所当り五十億円とし、出力その他を基準として別に政令で定めるものとする。
- 五 原子力損害を賠償したために損害賠償措置の金額が減少した場合において、科学技術庁長官は、必要と認めるときは、これを規定の金額にすることを命ずることができるものとする。

第五 原子力損害賠償責任保険

- 一 原子力損害賠償責任保険契約は、一定の事由による原子力損害を賠償することにより生ずる原子力事業者の損失を保険者がうめることを約し、保険契約者が保険料を支払うことを約する契約とする。
- 二 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする。

第六 原子力損害賠償補償契約

- 一 原子力損害賠償補償契約は、責任保険契約によつては補されない原子力損害を賠償することにより生ずる原子力事業者の損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とし、その内容等の詳細については、別に法律で定めることとする。
- 二 被害者は、損害賠償請求権に関し、補償契約に基づく補償金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする。

第七 供託

- 一 被害者は、損害賠償請求権に関し、原子力事業者が損害賠償措置として供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有するものとする。
- 二 原子力事業者は、原子炉の運転等をやめたときにおいても、後発性の原子力損害の賠償に充てるため、科学技術庁長官の指定する期間及び金額については、供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができないものとする。

第八 国の援助

政府は、原子力損害が発生した場合において、原子力事業者が損害を賠償すべき額が損害賠償措置の金額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、損害を賠償するために必要な援助を行なうことができるものとする。

第九 原子力損害賠償紛争審査会

科学技術庁に、附属機関として、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及びこれに必要な原子力損害の調査及び評価を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会を置くことができるものとする。

第十 国会に対する報告等

- 一 政府は、原子力損害が発生した場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告するものとする。
- 二 原子力委員会は、原子力損害が生じた場合には、原子力損害の賠償の処理に関する意見書を内閣総理大臣を経由して国会に提出できるものとする。

第十一 その他

- 一 政府との補償契約及び国の援助に関する規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに原子炉の運転並びに核燃料物質の加工、再処理及び使用を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用するものとする。

- 二 科学技術庁長官は、損害賠償措置に関して処分をする場合において、その処分が発電用原子炉又は船舶推進用原子炉に係るときは、通商産業大臣又は運輸大臣に協議するものとする。
- 三 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行するものとする。」

(6) 閣議請議案

閣議請議案は、以上の経過で成立した4月21日案及び4月22日要綱に更に修正を加えた4月28日要綱を元に成立した。この間の自民党の役割は相当のものであった。なお、閣議請議案として閣議資料に残されているもの（後述のガリ版刷り閣議請議案）とは異なるもの（後述の和文タイプ刷り閣議請議案）が閣議決定され、国会に提出された。その際の焦点は、原子力事業者に対する政府の援助に関する規定であった。

ア. 4月28日要綱

(ア) 4月28日要綱

閣議請議案の基礎となったのが、自由民主党内部での4月22日要綱の修正である。先の4月21日案から原賠法案の閣議決定までは次の経過があった。

昭和35年	自由民主党	政府
4月21日 木曜日	午前10時30分自由民主党政務調査会科学技術特別委員会（議題欄空白）（衆議院公報昭和35年85号727頁，参議院公報昭和35年85号589頁）	4月21日案
4月22日 金曜日	4月22日要綱（政調週報2巻19号34頁） 午前10時自由民主党政務調査会審議会（原子力損害の賠償に関する法律案），午後零時半総務会（法案，その他）（衆議院公報昭和35年86号742頁，参議院公報昭和35年86号597頁）	
4月25日 月曜日		第23回原子力委員会，科学技術庁閣議請議起案

4月26日 火曜日	午前10時自由民主党政務調査会審議会（原子力損害の賠償に関する法律案）、午後零時半総務会（法案、その他）（衆議院公報昭和35年90号763頁、参議院公報昭和35年89号617頁）	
4月27日 水曜日	午前11時日本社会党科学技術特別委員会（原子力災害補償について）、午後1時日本社会党政策審議会全体会議（原子力災害補償、その他）（衆議院公報昭和35年91号779頁、参議院公報昭和35年90号627頁）	事務次官会議、 法制局閣議請議
4月28日 木曜日	4月28日要綱（政調週報2巻20号21頁） 午前10時自由民主党政務調査会審議会（原子力損害の賠償に関する法律案）、午前11時総務会（法案、その他）（衆議院公報昭和35年92号789頁、参議院公報昭和35年91号635頁）	閣議決定

政調審議会が4月22日、26日、28日の3回開催され、その結果「再審議の結果右の通り修正」して、4月28日要綱が成立した。4月28日は、政務調査会再審議済みとされた日付である。4月28日要綱は、次のように「第八」で重要な修正を加えている。①表題を「国の援助」ではなく、「国の措置」とした。②事業者の賠償すべき額が賠償措置額を超える場合の国の援助について、「行なうことができるものとする」ではなく、「行なうものとする」とし、少なくとも文言上は国の援助を義務付ける内容に近くなり、援助について積極化した、③「第八」に新たに「2」を設け、事業者が賠償責任を負わない「異常に巨大な天災地変」等の場合の国の措置を明文で規定した（閣議請議案第17条に対応）。なお、以上の内容は、4月28日より早い段階で調整されたものと考えられる。

「原子力損害の賠償に関する法律案要綱^(ママ)（四二・八⁵¹⁰⁾）

（再審議の結果右の通り修正）

第一 目的

510) 政調週報2巻20号21頁（1960年）。ここでの「四二・八」は、（四・二八）の誤まりであり、審議済みの日を示すと考えられる。

……（略，小柳注）

第八 国の措置

一、政府は、原子力損害が発生した場合において、原子力事業者が損害を賠償すべき額が損害賠償措置の金額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。（この場合必要ある時は国会の議決を経ること）

二、政府は原子力損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。（原文傍線，小柳注）

第九 原子力損害賠償紛争審査会

……（略，小柳注）

(イ) 要綱と法案の関係

以上の要綱修正と法案の関係は、次表のようになる。4月22日要綱が4月21日案に対応し、4月28日要綱が閣議請議案に対応している。なお、先述のように、閣議請議案にも2つ（ガリ版刷り閣議請議案と呼ぶものと和文タイプ刷り閣議請議案と呼ぶもの）があり、その間で条文の書きぶりが異なっていることにも注目が必要である。

閣議請議案は、4月21日案に比べて、第1に、条字数が全26条と1条増えている。これは、16条の政府の援助の規定に続けて、第17条が新たに挿入されたことによる。新17条は、第3条第1項ただし書き（異常に巨大な天災地変等）による原子力事業者の免責の場合に、政府が、被害者等のために措置を取る旨の規定であり、4月28日要綱の「第八」の「二」に対応している。第17条については、ガリ版刷り閣議請議案も、和文タイプ刷り閣議請議案も違いはない。この条文の追加の意味について、積極、消極の両観点からの評価がありうる。積極的評価は、事業者免責の場合に政府が措置を講ずる点を明記し、被害者救済に配慮しているというものである。消極的評価は、明文の規定がなくとも災害救助の措置がなされるのであり、実質的な意味に乏しい規定であるということとなる。

ガリ版刷り閣議請議案と和文タイプ刷り閣議請議案の違いは、政府の援助に関する第16条の書きぶりである。

法案	要綱
<p>4月21日案 (国の援助)</p> <p>第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、<u>原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうことができる。</u>[下線部は、小柳、以下同じ。]</p>	<p>4月22日要綱 第八 国の援助</p> <p>政府は、原子力損害が発生した場合において、原子力事業者が損害を賠償すべき額が損害賠償措置の金額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、<u>損害を賠償するために必要な援助を行なうことができるものとする。</u></p>
<p>ガリ版刷り閣議請議案 (国の措置)</p> <p>第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、<u>国会の議決により属させられた権限の範囲内において、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。</u></p> <p>第十七条 政府は、<u>第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。</u></p>	<p>4月28日要綱 第八 国の措置</p> <p>一、政府は、原子力損害が発生した場合において、原子力事業者が損害を賠償すべき額が損害賠償措置の金額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、<u>損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。</u> (この場合必要がある時は国会の議決を経ること)(原文傍線、小柳注)</p> <p>二、政府は原子力損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。</p>
<p>和文タイプ刷り閣議請議案 (国の措置)</p> <p>第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の</p>	

<p>規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために<u>必要な援助を行なうものとする。</u></p>	
<p>2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。</p> <p>第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。</p>	
<p>国会提出案 (国の措置)</p> <p>第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために<u>必要な援助を行なうものとする。</u></p> <p>2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。</p> <p>第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。</p>	

4月21日案（全25条案）16条は、政府は「国会の議決により属させられた権限の範囲内において、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうことができる。」と規定している。これは、《政府は援助できる》というものであり、政府の権限を認める規定であり、援助を行うか

否かは任意との印象を与える。これは、4月22日要綱「第八」の書きぶりに対応していた。

これに対して、ガリ版刷り閣議請議案(全26条案)16条は、「国会の議決により属させられた権限の範囲内において、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」と規定する。4月21日案の「できる」文言は、ガリ版刷り閣議請議案では「ものとする」という文言に修正されている⁵¹¹⁾。この修正は、政府の援助について、積極化した印象を与える。もっとも、これについては、なお限定がある。というのも、必要な援助を行うのは、「国会の議決により属させられた権限の範囲内において」であり、国会の議決があれば政府が援助等をなすのはある意味では当然のことである。

これに対して、和文タイプ刷り閣議請議案は、第16条についてガリ版刷り閣議請議案と同じ規定をタイプ印刷でしてあるところに、符せんをつけて手書きで修正し、第1項は、政府は「原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」。第2項は、「前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする」と規定する。ガリ版刷り閣議請議案16条中の「国会の議決」云々の文言を

511) 「ものとする」と「することができる」の意味の違いについては、林修三『法令用語の常識』(日本評論社、1958年初版)が参考になる。同書は、原賠法法制局審査の当時の法制局長官である林修三によるものである。同書48頁「ものとする」項目によると、「一定の能力、権利、権限、権能などを与え又はこれを否認することをあらわそうという場合には、通例、「……することができる」又は「……することができない」という言葉を用いる。」。これに対して、「ものとする」は、「大体において、ことがらは、『……しなければならない』又は『……する』というような用語であらわすのを適当とするに近いが、さりとて、これらの用語を使うと、感じ、あるいはニュアンスが少しどぎつく出すぎる、もう少し緩和した表現を用いる方が適当であると考えられるような場合に、この用語が用いられることが多いといってもよいであろう」と述べている。とくに、行政庁に対して一定の作為不作為の義務を課する場合に「ものとする」という「やや緩和的な表現」を用いる。その結果、「合理的な理由があれば、それに従わないことも許される」というような解釈が出てくる余地のあることもありうる」ことになる。

第2項として独立させている。この和文タイプ刷り閣議請議案が閣議決定され、国会に提出された。この修正によると、第1項は、単純に、政府が援助を「行うものとする」と定めているのであり、特にそのことについて限定・制約が存在しない。第2項は、これについて、「国会の議決」を必要とすることを規定しているが、読み様によっては、政府は、「国会の議決」を求めるべく、積極的に活動する必要があるようにも見える。

以上の最終段階での要綱修正がどのように行なわれたか、特に4月22日要綱の修正が総務会で要請されたのか、それとも政務調査会審議会で要請されたのかは筆者が入手し得た資料からははっきりしない。筆者は、総務会で要請があったと推定している。その理由は、4月22日要綱は政調審議済とされ、4月28日要綱は「再審議」とされたことである。

いずれにせよ、4月26日政調審議会（午前10時開催）で原賠法案を議題にし、更に、4月28日政調審議会（午前10時開催）で再び原賠法案を議題にしている。4月28日午前11時に総務会が開催されているので、4月28日に「一気通貫」の形で自民党の了承が与えられたと考えられる。また、日本社会党科学技術特別委員会が、「原子力災害補償について」と題して27日午前11時に開催されている。この辺りで、自民、社会両党の調整も完了したものと推測される（当時は、日米安全保障条約をめぐる自民党と社会党が激しく対立していたが、原賠法案は、与野党あいのり型の法案であった）。

イ. 原子力委員会と最終段階の法案

原子力委員会は、この間の法案修正について、次の資料を残している。

(ア) 第23回原子力委員会（4月27日）

第23回原子力委員会（昭和35年4月27日（水）午後2時～3時20分）は、閣議請議案について議論した。この時に、政府の援助についての修正案が提出された。その内容は、次のとおりである。

第23回委員会 資料第6号 ⁵¹²⁾	
<p>(原案)</p> <p>第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうことができる。</p>	<p>(修正案)</p> <p>第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、国会の議決を経た権限の範囲内において、国会の議決により属せられた権限の範囲内において、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。</p> <p>第十六条の二 政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、原子力損害・被災者の救助及び被害の拡大の防止及び災害の救助のため必要な措置を講ずるものとするようにするものとする。</p>
<p>(国会に対する報告及び意見書の提出)</p> <p>第十八条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。</p> <p>2 原子力委員会は、原子力損害が生じた場合には、損害の賠償の処理に関する意見書を内閣総理大臣を経由して国会に提出することができる。</p>	<p>(国会に対する報告及び意見書の提出)</p> <p>第十八条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。</p> <p>2 政府は、原子力損害が生じた場合において原子力委員会が損害の処理及び被害の防止に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。</p>

512) 情報公開資料「行政文書ファイル名、原子力委員会(昭和35年度)、作成者科学技術庁原子力局原子力調査室」。同文書は、「電子政府の総合窓口、イーガブ、行政文書ファイル管理簿 (<http://files.e-gov.go.jp/servlet/Fsearch?gshotyo=09:145>)」で検索すれば見出すことができる。なお、この16条修正案と同一の文書は、国立公文書館所蔵の法制局資料にも存在する。

ここで、提出された法案は、原賠法案全体ではなく、政府援助関連規定だけである。また、「第十六条の二」（後の17条）のような熟しない法案である。審議の内容は、次のとおりである。

「3. 原子力損害賠償補償法案について

（井上）自民党との折衝にあたっての最終的な修正案がきまったので、御報告する。

〔16条の政府の援助の規定について……小柳注〕“この法律の目的を達成するため”ということになり、財政事情にはしばられないことゝなった。

第18条については、内閣総理大臣に報告したときには、国会に提出しなければならないものとし、以上によって政府部内、党の政調の了承を得たので、本日（4月27日……小柳注）次官会議、明日（4月28日……小柳注）の閣議にはかる予定になっている。

（島村）委員会としては、先に要綱を決定し、閣議でそれを尊重する等の了解を得ている。本日、条文についてまで委員会で決定する必要はないと思うがどうか。

（中曽根）全条を委員会が審議し決議した形をとった方がよい。

（島村）法案全文を審議決定したことにする。

（石川）細部の修正は。

（島村）実質的にはもう終わっている。

（各委員）了承。」

以上の井上科学技術庁政策課長の発言は、重要である。第1に、「自民党との折衝」、「党の政調」との折衝、要するに自由民主党法令審査が重要であった。政府の援助の規定について、「財政事情にしばられない」ことは、実際上は、自民党の力を借りて政府援助を積極的に規定する原子力委員会の戦略の成果と考えられる。

第2に、この法案によって、「本日次官会議、明日の閣議にはかる予定」である。もっとも、なお、疑問が残る。第16条の2のような熟しない法文が閣議

決定になじむのかである。この点は、実際には、第16条の2予定の条文を新たに第17条とすることで条文数を増やすことになる。逆に言えば、この時の原子力委員会は、熟しない法案で審議をしていた。

「政府部内、党の政調の了承を得たので、本日次官会議、明日の閣議にはかる予定になっている」との発言も重要である。「本日次官会議、明日の閣議にはかる」との発言から見ると、4月27日の次官会議（次官会議は、閣議の前日の午後で開催）、28日の閣議にかけることになる。

(イ) 第24回原子力委員会（5月4日）

原子力委員会は、閣議請議案の成立後も原賠法について審議を行っている。5月4日の第24回原子力委員会には、次の報告がある⁵¹³⁾。

「(7) 原子力損害の賠償に関する法律案について

(島村) 原子力損害の賠償に関する法律案は2日〔5月2日のこと……小柳注〕付で国会に上提されたが、16条、19条に一部修正があった。委員会におはかりする時間がなかったので本日後ではあるが御了承願いたい。

(中曽根) 国会では16条第2項は削除するよう主張したが、自民党総務会では委員会審議の過程で削除することあるべしとの条件つきで了承された。

(島村) なおこの法案はすでに原子力委員会決定がおこなわれているので、日付を遡って御了承願いたい。

(各委員) 了承。」

ここでは、「(中曽根) 国会では16条第2項は削除するよう主張したが、自民党総務会では委員会審議の過程で削除することあるべしとの条件つきで了承された。」が重要である。16条2項は、和文タイプ刷り閣議請議案にしか存在し

513) 情報公開資料「行政文書ファイル名、原子力委員会(昭和35年度)、作成者科学技術庁原子力局原子力調査室」。同文書は、「電子政府の総合窓口、イーガブ、行政文書ファイル管理簿 (<http://files.e-gov.go.jp/servlet/Fsearch?gshotyo=09:145>)」で検索すれば見出すことができる。

ない。ここから次のことが判明する。①自民党総務会（4月28日）が、法案審査を行った際に、要綱だけを手に審査したのではなく、実際には法案もみていた。②その法案とは、ガリ版刷り閣議請議案ではなく、和文タイプ刷り閣議請議案であった（16条2項の存在）。③総務会は、16条2項の削除に一定の（本心はともかく）意欲を見せた（「自民党総務会では委員会審議の過程で削除することあるべしとの条件つきで了承」）。④そうではあっても、総務会が審議したのは、法案ではなく、要綱であり、それ故、細かな条文の書きぶりまでは、議決対象としていない。総務会は、法案そのものではなく、要綱に対して同意を与えた。⑤「(中曾根)国会では16条第2項は削除するよう主張した」の「主張した」の主語がだれかが問題であるが、一応、《中曾根委員長が主張したが、総務会は条件付きで了承した》という意味に取るのが自然である。ただし、大臣である中曾根委員長が自民党総務会に出席したとは考えにくい。これは、《中曾根委員長が自民党の有力者を通じて間接的に主張した》という程度の意味とも考えられる。

ウ. ガリ版刷り閣議請議案（全26条案）

ここで、ガリ版刷り閣議請議案と呼ぶのは、次の内容の法案であり、科学技術庁資料、財務（旧大蔵）省資料、法制局資料、事務次官会議資料、閣議資料等が所蔵する。興味深いことは、閣議資料にも残されているこのガリ版刷り閣議請議案が国会提出案とは異なることである。

(ア) ガリ版刷り閣議請議案（全26条）

ここでガリ版刷り閣議請議法案⁵¹⁴⁾と呼ぶのは、次の内容である。

514) 内閣法制局長官総務室関係 進達原議綴・昭和35年自4月11日至4月28日(5)、「原子力損害の賠償に関する法律案」〔請求番号〕本館-4A-032-00・平20法制00041100〔件名番号〕030〔作成部局〕法制局長官総務室第1課〔年月日〕昭和35年04月27日〔マイクロフィルム〕001800〔開始コマ〕0380〔文書番号〕総第45号)。

原子力損害の賠償に関する法律案

原子力損害の賠償に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 原子力損害賠償責任（第三条—第五条）

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置（第六条・第七条）

第二節 原子力損害賠償責任保険契約（第八条・第九条）

第三節 原子力損害賠償補償契約（第十条・第十一条）

第四節 供託（第十二条—第十五条）

第四章 国の措置（第十六条・第十七条）

第五章 原子力損害賠償紛争審査会（第十八条）

第六章 雑則（第十九条—第二十三条）

第七章 罰則（第二十四条—第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする⁵¹⁵⁾。

515) 第一条目的規定について、法制局審査で相当入念な推敲がなされてきた。その意味するところは、必ずしも明らかではないが、「原子力損害の賠償に関する法律案想定問答 昭和35年5月 原子力局」（財務省情報公開資料「(行政文書ファイル名) 会計法規関係執務参考資料(平成8年度以前/協議法令/科学技術庁)」)は、目的規定について次のように述べている。

「本法の趣旨如何

……

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに附随してする核燃料物質の運搬、貯蔵又は廃棄をいう。

- 一 原子炉の運転
- 二 加工であつて政令で定めるもの
- 三 再処理であつて政令で定めるもの
- 四 核燃料物質の使用であつて政令で定めるもの

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者の受けた損害及び当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第二十三条第一項の許可（承認を含む。次号及び第三号において同じ。）を受けた者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。）

（注）「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」との表現について、当初原案は、「被害者の保護及び原子力事業の健全な発達に資する」（これは3月31日案の文言であり、4月2日案は「被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資する」……小柳注）というものであったが、被害者の保護については本法のみが唯一の根拠であり、事業の健全な発達については他法令及び補助金等の行政措置によって行われている面もあるという理由により、法制局において変更をみたものであって、被害者保護と事業の健全な成達は目的において併列関係にあるものである。」

- 二 規制法第十三条第一項の許可を受けた者
- 三 規制法第五十二条第一項の許可を受けた者
- 四 日本原子力研究所
- 五 原子燃料公社

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質（規制法第二条第七項に規定する使用済燃料を含む。）をいい、「加工」とは、規制法第二条第六項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第七項に規定する再処理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

（無過失責任及び責任の集中）

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質の運搬により生じたものであるときは、当該核燃料物質の受取人である原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる。

第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責に任じない。

（求償権）

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意又は過失により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。ただし、その損害が原子炉の運転等の用に供される資材の供給又は役務（労務を含む。）の提供（以下「資材の供給等」という。）により生じたものであるときは、当該資材の供給等をした者又はその者の従業員に故意があるときに限り、これらの者

に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

（損害賠償措置の内容）

第七条 損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当り（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、一隻当り）五十億円（政令で定める原子炉の運転等については、五十億円以内で政令で定める金額とする。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして科学技術庁長官の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて科学技術庁長官の承認を受けたものとする。

2 科学技術庁長官は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

（原子力損害賠償責任保険契約）

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合にお

いて、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

第三節 原子力損害賠償補償契約

（原子力損害賠償補償契約）

第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

第四節 供託

（供託）

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は総理府令で定める有価証券によりするものとする。

（供託物の還付）

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事

業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

（供託物の取りもどし）

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、科学技術庁長官の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 供託にかえて他の損害賠償措置を講じたとき。
- 三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

（命令への委任）

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、総理府令・法務省令で定める。

第四章 国の措置

（国の措置）

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国会の議決により属させられた権限の範囲内において、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

第五章 原子力損害賠償紛争審査会

（原子力損害賠償紛争審査会）

第十八条 科学技術庁に、附属機関として、原子力損害の賠償に関して紛

争が生じた場合における和解の仲介を行なわせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。
- 二 前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

（国会に対する報告及び意見書の提出）

第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

（第十条第一項及び第十六条の規定の適用）

第二十条 第十条第一項及び第十六条の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

（報告徴収及び立入検査）

第二十一条 科学技術庁長官は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携

帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（通商産業大臣又は運輸大臣との協議）

第二十二條 科学技術庁長官は、第七條第一項の規定による処分又は同條第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては運輸大臣に協議しなければならない。

（国に対する適用除外）

第二十三條 第三章、第四章及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第二十四條 第六條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十一條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則（略）

(イ) 科学技術庁閣議請議

国立公文書館の科学技術庁庁議資料には、「原子力損害の賠償に関する法律」案の国会提出について閣議請議を求める一連の文書が残されている⁵¹⁶⁾。その特徴としては、①4月22日要綱が付されている。これは条文そのものではなく、

516) 「原子力損害の賠償に関する法律の制定についての閣議請議について」請求番号

第一目的から第十一その他までの内容である。②法律案に全26条案と全25条案がある。後者は、4月21日案であり、実際に、提出されたのは、全26条案である。26条と1条増えているが、それは、現在の第17条（3条但書きの場合の国の措置）を加えたためである。

同文書の冒頭の紙（いわゆる鑑（カガミ））には、文書番号35閣科技第11号、起案昭和35年4月25日、決済昭和35年4月26日、施行昭和35年4月27日との記載がある。同文書の起案者は、原子力局政策課水野勝であり、件名は、「原子力損害の賠償に関する法律の制定についての閣議請議について」であり、中曽根長官以下の決済印が押されている。

(ウ) 大蔵省閣議請議

情報公開資料である「(行政文書ファイル名) 会計法規関係執務参考資料(平成8年度以前/協議法令/科学技術庁)」にも、財務省関連資料が残されている。同文書の冒頭の紙（いわゆる鑑（カガミ））には、主計局決裁文書「原子力損害の賠償に関する法律案について」とあり、起案昭和35年4月27日、決済完了昭和35年4月28日との記載がある。同文書の起案者は、「法規課」であり、件名は、「原子力損害の賠償に関する法律の制定についての閣議請議について」であり、「閣議請議してよろしいか伺います」とある。これについて主計局長等のサインがある。内容は、4月21日法案（全25条案）及び4月22日要綱があり、さらにガリ版刷り閣議請議案（全26条案）がある。なお、後者のガリ版刷り閣議請議案について書込みがあり、その内容は、後述の和文タイプ刷り閣議請議案に対応している（16条が2項からなっている等）。

(エ) 法制局による閣議請議案審査及び閣議進達

所管各省庁が法律案を閣議請議すると《所管各省⇒内閣総理大臣⇒内閣法制局⇒次官会議⇒閣議》と法律案が進んでいく⁵¹⁷⁾。原子力損害の賠償に関する法律案については、科学技術庁からの閣議請議案であるガリ版刷り閣議請議案

本館-3D-004-00・平19文科00003100、件番号023、作成部局科学技術庁原子力局政策課、年月日昭和35年04月26日、文書番号・法令番号35閣科技第11号。

517) 吉國一郎内閣法制局長官が、第71回国会衆議院文教委員会第25号昭和48年6月27

（第16条は1項のみの法律案）について、法制局が改めて審査した。法制局の進達書類⁵¹⁸⁾によると、「職権修正」はなく、そのまま法制局から内閣に提出された⁵¹⁹⁾。

科学技術庁の閣議請議書類中の法案（16条は1項のみ）と大蔵省の閣議請議書類中の法案（16条を2項に分ける書込みあり）との内容が異なるが、法制局

日（水曜日）で次のように述べている（<http://kokkaindl.go.jp/SENTAKU/syugiin/071/0170/07106270170025c.html>、なお『内閣法制局百年史』69頁）。

「〔各省庁から閣議請議案が提出されると……小柳注〕内閣官房から法制局に回されまして、法制局ではそれをさらに読み合わせをして、最終段階で、また次長や長官の段階で手直しが出ることもございますので、そういう部分は、いわゆる付せんというものを張りまして、訂正をした上で、これで閣議に提出されてよいと認めるという承認をいたしまして、私の名前で内閣官房に回付をいたします。

これについて閣議でももちろん検討審査をするわけですが、閣議の前の段階において次官会議というものがございます。火曜日と金曜日の閣議の前日に、月曜と木曜日には次官会議がございまして、正確には事務次官等会議と称しておりますが、その事務次官等会議におきまして、各省から関係の次官が意見を申すことがございます。その場合の意見は、ほとんど法制的な問題じゃございまして、政策論が出る場合がございます。そこで保留をされますと、さらに手直しをいたしまして閣議にかけるということとなります。閣議で問題が出るということもなきにしもあらずでございまして、年に一ぺんか二へんくらいはあるかと思いますが、最終的には各省の意見が十分調整をせられまして、法制的には、内閣法制局として、法律案として十分であるという確証を得たもののみが閣議に付議せられるわけでございます。その結果として閣議で承認になれば、それが内閣提出案として提出をされることとなります。」

518) 「原子力損害の賠償に関する法律案」行政文書、内閣法制局、長官総務室関係、進達原議綴・昭和35年自4月11日至4月28日(5)〔請求番号〕本館-4A-032-00・平20法制00041100〔件番号〕030〔作成部局〕法制局長官総務室第1課〔年月日〕昭和35年04月27日〔マイクロフィルム〕001800〔開始コマ〕0380〔文書番号〕総第45号。

519) 『内閣法制局百年史』は、次のように述べている。

「この審査（閣議請議後審査のこと……小柳注）が済むと、『別紙〇〇大臣請議〇〇法律案を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、国会に提出されてよいと認める。』という表書きを閣議請議書の上に付けて、審査担当参事官から当該部の

が「提案のとおり」とした法案は科学技術庁のものである。法制局進達書類の法案では16条は1項だけであった。

(オ) 次官会議資料

4月27日に次官会議(排架番号4E-5-1420)⁵²⁰⁾が開催された。そこで、法律案として、「原子力損害の賠償に関する法律案」が提出された。さらに、「目次」の2頁目に「明日は党の総務会が終了後閣議は再開してきめる」とのペン字による書込みがある。これは、「自動車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」など他の法律とともに、同様の措置をとるという意味であろう。なお、原賠法案の次の「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案」には、「総務会まで済」の記述がある。よって4月27日の段階では、原賠法案は総務会審査「済」になっていなかった。

ここで、①提出されている法案は、ガリ版刷り閣議請議案である。また、②ガリ版刷りの要綱が付されているが、それは、4月28日要綱に近い(文言は若干異なる)ものである。③4月28日木曜日朝日新聞朝刊2面記事は、「援助を行うことができる」ではなく、「援助を行うものとする」条文を4月27日次官

長、次長を経て長官の決裁を受けることになる。この表書きの紙は、赤枠で印刷されていることから、俗に『赤紙』(口絵写真参照)といわれる。これについては、右の文言の次に『提案附せんのとおりの文言が追加されることが多い。『提案附せんのとおりの』というのは、当局独特の表現で『符せんにより修正された後の案のとおり』というような意味である。符せんがないとき、すなわち、職権修正が行われなかったときは、表書きの文言に追加される文言は、『提案のとおり』となる。」(226頁)。

原賠法案の閣議請議の「赤紙」(「原子力損害の賠償に関する法律案」進達原議案、進達原議綴・昭和35年自4月11日至4月28日(5)[請求番号]本館-4A-032-00・平20法制00041100[件名番号]030[作成部局]法制局長官総務室第1課[年月日]昭和35年04月27日[マイクロフィルム]001800[開始コマ]0380[文書番号]総第45号、国立公文書館デジタルデータ2コマ目)については、「提案のとおり」との記載があり、その後に、ガリ版刷り閣議請議案を掲載する(符せんはない)。それ故、この段階では、職権修正はなかった。

520) 次官会議は昼食後開催される慣例であり、代理出席も多かった(境光秀『郵一君物語(上)ある財務官僚の昭和史(上)』(財経評報社、1995年)232頁)。

会議が承認したことを示している。同記事は、「原子力賠償法案 きょう閣議で決める」との見出しで、「政府は二十七日の次官会議で原子力損害賠償法案を決めた。二十八日の閣議で正式決定のうえ、国会に提出する」と記し、法案の重要条文を紹介している。その第16条（国の措置）条文は、「政府は、……国会の議決により属させられた権限の範囲内において、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする」と定めている。これをみると、ガリ版刷り閣議請議案に対応している。それ故、次官会議で決まった法案では、残された資料と同じく、16条は（2項ではなく）1項しかないことになる。

(カ) 閣議資料

現在の首相官邸ホームページは、次のように記述している（<http://www.kantei.go.jp/jp/rekidai/1-2-5.html>）。

〔2〕 閣議の開催

閣議は、原則として、毎週火曜日と金曜日に総理官邸の閣議室において午前10時から開催される。ただし、国会開会中は、国会議事堂内の閣議室において午前9時から開催されることとなっている。このように原則として定例日に開催される閣議は「定例閣議」と呼ばれる。

なお、緊急を要する場合には、日時にかかわらず臨時に開催されることがあり、これを「臨時閣議」という。

また、早急な処理を要する案件については、閣議書を持ち回って各大臣の署名（花押）を求め、それによって閣議決定が行われることがある。これを「持ち回り閣議」という。」

4月29日金曜日は天皇誕生日で休日であったため、28日に閣議が開催された（閣議前日に開催される事務次官会議は、4月27日開催）。国立公文書館所蔵の閣議資料（昭和35年4月28日）排架番号4E-5-1421の目次には、閣議案件の表紙があるが、その最後に、薄い一枚ものの資料があり、「党と未調整のもの

◎法律案 資料あり⁵²¹⁾ ☆原子力損害の賠償に関する法律案（科学技術庁・

521) この資料とは、4月28日要綱に近い内容のものである。

大蔵省)」との記載がある。「党と未調整⁵²²⁾」の意味は、総務会での決議が済んでいないという意味であり、その前の次官会議での書込みと対応させると、総務会を待って閣議を再開するということになる。閣議資料の法案もガリ版刷りである。

エ. 和文タイプ刷り閣議請議案

以上のガリ版刷り閣議請議案とは別に、和文タイプ刷り閣議請議案がある。それは、既に述べたように、16条について、2項に分けて規定し、これに関連して第20条の見出し及び条文の「第十六条」を「第十六条第一項」に、第23条の「第四章」を「第十六条」に修正している。この法案が閣議決定され、国会に提出された⁵²³⁾。

この最終段階での修正を明らかにするのが、国立公文書館資料「原子力損害の賠償に関する法律案」行政文書、内閣法制局法令案審議録、簿冊第34回国会・科学技術庁審査法律案綴〔請求番号〕本館-4A-028-00・平14法制00538100〔件名番号〕005〔作成部局〕内閣法制局第三部（自治省関係）昭和35年〔マイク

522) 4月26日の閣議資料にも「党と未調整のもの」との薄紙があり、薬事法案、薬事師法案がそうになっている。よって、原賠法が異例ではない。

523) 情報公開資料「行政文書ファイル名、原子力委員会（昭和35年度）、作成者科学技術庁原子力局原子力調査室」中の第24回原子力委員会資料。閣議決定の資料（<http://www.archives.go.jp/guide/faq.html#Q21>）である「内閣公文・教育文化・文化・学術・第四巻」（国立公文書館請求番号本館-3A-017-00・平11総03014100）の中の昭和35年総甲70号「八 原子力損害の賠償に関する法律案」には、法制局用紙による鑑（法制局総第四十五号昭和三十五年四月二十七日、これは第一回進達と同じ書類番号である。）があり、これにも「提案のとおり」との記載があるが、実際には職権修正がなされている（修正について豆印で法制局と契印されている）。それ故、最終段階の修正は、閣議の議論の中で出てきたのではなく、法制局による職権修正による。法制局が4月27日に職権修正なしとして閣議進達した後に、同日に職権修正後の法案を再び進達した理由は、不明である。閣議決定資料には、「右 国会に提出する 昭和三十五年五月二日衆へ」及び「廃案 昭和三十五年十月二十四日衆議院解散につき審議未了」との記載もある。

